

特別配慮支援(サポート)の流れ

日本大学国際関係学部・短期大学部(三島校舎)
学生支援室

学生支援室では、障がいや疾患をもつ学生に対して、快適な学生生活が送れるよう合理的配慮の範囲以内において、可能な限り様々な支援を行っています。

配慮の内容は、障がいや疾患のある学生との話し合いを通じて、学生課・教務課・教職員等が連携しながら決定していますので、お気軽にご相談ください。

【支援の流れ】

1 相談の申し込み

まずは学生支援室にご連絡ください。その上で「修学上の特別配慮申込書(様式1)」「診断書・意見書(様式2)」を学生支援室から受け取るか、ホームページから書式をダウンロード・印刷してください。

2 書類の提出

記入した「修学上の特別配慮申込書(様式1)」を学生支援室に提出してください。その際に添付書類として医師の「診断書・意見書(様式2)」等が必要となります。

3 面談

学生支援室のコーディネーターが面談を行い、本人の意向や困っていること等を聞き必要な支援・配慮について話し合います。

4 支援・配慮の検討

面談結果や提出いただいた申請書・診断書を踏まえ、学校医が面談を行い、意見書を作成します。その上で、学生課・教務課・カウンセラー・担当教員、保健室その他関連部署等との連携を図りながら、障がい学生支援委員会で具体的な支援・配慮の内容を決定します。

5 支援・配慮の開始

授業の支援の場合、決定した支援・配慮の内容を各担当教員へ依頼し、学生本人も教員へ文書を持参し内容について確認してもらいます。

6 フォローアップ

支援・配慮の開始後、定期的に面談を行い、本人の意見や経過を聞きながら支援状況の確認、不都合があれば適宜見直しを行っていきます。

※修学上の特別配慮申込書を提出してから支援・配慮の決定までに1か月ほどかかる場合がありますので、余裕をもって申請してください。

問い合わせ

学生支援室 場所：本校舎12号館1階(保健室隣) 電話：055-980-0850

以上